

## サービス約款

### 第1条 (総則)

本約款は、委託者（以下「甲」という）と株式会社パナソニック システムネットワークス開発研究所（以下「乙」という）との間で成立する、測定・評価サービス（以下「本サービス」という）に関する契約（以下「本契約」という）に適用されます。

### 第2条 (契約の成立)

甲は乙に対して、乙所定の方法及び様式（以下「利用申込書」という）により本契約の申込みを行うものとし、本契約は当該申込みに対し乙が承諾したときに成立します。

### 第3条 (キャンセル規定)

甲は、乙所定の方法により解約の申出を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。但し、甲は、乙が定めるキャンセル規定（以下、「キャンセル規定」という）に基づく違約金を乙に支払うものとします。

### 第4条 (本サービスの提供)

1. 本契約に基づき乙が提供する本サービスの内容は利用申込書に定める通りとします。なお、本契約の性質は準委任とし、本サービスの詳細は、別途甲乙間で確認する仕様書等に記載の通りとします。

2. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供します。

3. 甲は、本サービスの提供に必要な資料、情報等を乙に提供又は開示するものとし、乙は、本契約の履行に必要な範囲内でこれらを使用するものとします。なお、対象物品等については第7条の定めに従うものとします。

4. 利用申込書に定める本サービスの期間（以下「サービス期間」という）の満了をもって、本サービスの完了とします。

5. 甲は、乙が承諾した場合、サービス期間を延長することができるものとします。

6. 前項の場合、甲は、乙が別途指定する方法で、乙所定の延長にかかる料金を支払うものとします。但し、当該延長が乙の責に帰すべき事由により必要となった場合はこの限りではありません。

### 第5条 (再委託)

乙は、自己の責任と費用負担で、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、乙は、当該第三者に本約款に基づき自己が負う義務と同等の義務を負わせるものとします。

### 第6条 (提供場所)

乙は、本サービスを乙の施設（以下「乙施設」という）内で提供します。本サービスが甲の立ち会いのもと提供されるものである場合、甲は、乙施設への立ち入りにあたって、自己の従業員に乙の定める規則及び指示等を遵守させるものとし、乙施設又は乙施設内の設備や機器等を滅失又は毀損等した場合、当該滅失又は毀損等により乙に生じた一切の損害を賠償するものとします。

### 第7条 (対象物品等)

1. 甲は、事前に乙の承諾を得て、本サービスの提供に必要な機器、物品等（以下「対象物品等」という）、自己の責任と費用負担においてサービス期間開始日の前営業日（但し、別途甲乙合意した日付がある場合は、当該日付とする）までに乙施設へ運送又は搬入するものとします。

2. 乙施設内にある対象物品等及び貴重品等の甲の財産は、甲が自己の責任において管理するものとします。

3. 甲は、本サービスの完了後（解約、解除、その他の理由により本契約が終了した場合は終了後とし、以下本条において同じ）速やかに、自己の責任と費用負担で対象物品等を乙施設から搬出するものとします。

4. 前二項の規定にかかわらず、本サービスが甲の立ち会いのもと提供されるものではない場合、乙は、乙施設内にある対象物品等を本契約の履行に必要な範囲内に限り使用するものとし、また、本サービスの完了後、対象物品等を甲に返還するものとします。

### 第8条 (料金)

1. 甲は、乙による本サービス提供に対する対価として、利用申込書に定める料金（以下「サービス料金」という）を、利用申込書に定める支払時期及び支払方法により、乙に支払うものとします。

2. 乙は、甲がサービス料金を所定の期日までに支払わない場合、当該期日の翌日から支払完了日までの日数に応じて、年 14.6% を乗じた金利を遅延損害金として、甲に対して請求できるものとします。

### 第9条 (非保証)

乙は、本約款において明示されたものを除き、本サービス、提供物及びその甲による使用結果等に関し、その正確性、完全性、品質、第三者知的財産権の非侵害、特定目的適合性その他一切の事項について、保証を行わず、また、これらについて何ら義務を負わないものとします。

### 第10条 (フィードバック)

甲が、乙に対して、本サービスに対する改善要望または提案等（以下「フィードバック」という）を提供した場合、乙はフィードバックについて、甲に対する何らの義務を負うことなく、無償で利用することができるものとします。

### 第11条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、本サービスその他本契約の義務の履行の過程で知り得た、相手方の技術上及び営業上の事実・情報のうち秘密と指定されたもの（紙、電子メールその他の媒体に固定されていない情報については、開示の際に秘密である旨の表明があり、開示時から7日以内にその内容を簡明に表す文書とともに秘密である旨が通知されたものに限る。以下「秘密情報」という）を、本サービスの提供その他本契約の義務の履行以外の目的に使用してはならないものとします。また、秘密情報を秘密として保持し、上記目的の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員（派遣社員を含む。以下同じ）、並びに第5条に規定の再委託先以外の第三者に、一切これを開示、漏洩等してはならないものとします。

2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、次の各号の一に該当するものについては、秘密保持義務を負わないものとします。  
①開示された時に公知であったもの、又は開示後公知になったもの（但し、受領者が本契約に違反した結果、公知になったものを除く）。  
②開示に先立って受領者が知っていたもの。  
③開示者の秘密情報に依拠せずに受領者が独自に開発したものの。

④受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。

3. 秘密情報に関する著作権その他の知的財産権の処理は、開示者の責任と費用にてこれを行うものとし、受領者には一切迷惑を及ぼさないものとします。

4. 第1項にかかわらず、甲及び乙は、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、当該裁判所、行政機関等に対して秘密情報を開示できるものとします。

5. 本条の規定は、本契約終了後1年間有効に存続するものとします。

### 第12条 (権利義務の譲渡等の禁止)

甲及び乙は、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく、本契約から生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、担保に供し、又は処分してはならないものとします。但し、乙が自己のグループ会社との間で合併、会社分割、事業譲渡等の事業再編を行う場合（以下「乙グループ内再編」という）に伴う権利及び義務の譲渡・承継に関してはこの限りではありません。

### 第13条 (契約等)

1. 本サービスの提供に必要な乙施設及び乙の設備機器等（以下総称して「乙施設等」という）が滅失又は毀損等した場合、乙は甲に対し、サービス期間開始日の前日までに通知することにより本契約の全部又は一部を解約できるものとします。この場合、乙は受領済みのサービス料金があれば甲への返還を行うものとし、その他甲に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

2. 甲の責に帰すべき事由によらずに、サービス期間中に乙施設等が滅失又は毀損等し、その利用が不可能になったと乙が判断した場合、本契約の全部又は一部が当然に終了するものとします。この場合、甲は乙に対し、当該終了時点までの既遂部分にかかるサービス料金の支払を行うものとします。

### 第14条 (契約解除)

甲又は乙において次の各号の一に該当する事由が生じた場合、相手方は、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、併せてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。  
①甲が第8条に基づくサービス料金の支払を遅滞したとき  
②関係法令若しくは本約款に違反し、又は著しい背信行為を行ったとき  
③手形・小切手を不渡りとし、又は支払停止の状態に陥ったとき  
④第三者が差押、仮差押、仮処分、競売等の申立手続、又は公租公課滞納処分手続に着手し、あるいは第三者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始等の申立手続に着手し、又は自らその申立手続に着手したとき  
⑤合併、会社分割、解散、減資、事業の廃止又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは賃貸の決議を行ったとき、その他資産、信用若しくは事業に重大な変更を生じたとき（乙グループ内再編の場合を除く）  
⑥監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき  
⑦甲が乙施設又は乙施設内の設備や機器等を滅失又は毀損等したとき  
⑧前各号の他、本契約の履行が困難となり、又はそのおそれがあると認められるとき

2. 甲において第1項各号の一に該当する事由が生じた場合、甲はキャンセル規定に基づく違約金を乙に支払うものとし、その超過額についても請求できるものとします。

3. 甲において第1項各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は、乙から通知・催告、その他何らの手続を要することなく、本契約に基づく債務の履行につき期限の利益を失い、

同時履行の抗弁権を行使することなく、直ちに残金債権を全部を一括現金にて乙に弁済するものとします。

### 第15条 (免責)

本約款の他の規定にかかわらず、乙は、次の各号に定める事由により甲が被った損害について一切責任を負わないものとします。

①法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分、行政指導、行政機関等による許認可手続の遅延、疫病若しくは感染症の流行、天災地変その他の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、サボタージュその他の労働争議、調達材料の供給停止、交通・運輸機関の事故や遅延、又は通信回線の途絶により生じた損害  
②第三者の行為により生じた損害  
③対象物品等の、情報漏洩・データの消失・故障・滅失・又は毀損等により生じた損害  
④乙の責めに帰し得ない事由による損害

### 第16条 (損害賠償)

乙が甲に対して支払う損害賠償、費用の補償、その他本契約に基づき乙が負う一切の責任の合計額は、本契約に基づき甲から乙が受領した金額を上限とし、乙は現実に発生した直接かつ通常の損害についてのみ甲に賠償するものとします。その場合でも、逸失利益については、乙は責任を負わないものとします。

### 第17条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己、自己の従業員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者という。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること  
②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること  
④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること  
⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。  
①暴力的な要求行為  
②法的な責任を超えた不当な要求行為  
③脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  
④風説を流布し、偽計又は威力を用いて他人の名誉・信用を毀損し、又は他人の業務を妨害する行為  
⑤その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方につきその事実を報告するものとします。

4. 甲及び乙は、相手方が前三項の規定に違反した場合、本約款の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに、本契約締結日現在及び本契約締結日以降の甲乙間のすべての取引（以下「対象取引」という）の解消及び対象取引に関するすべての契約の解除をすることができるものとします。

5. 甲及び乙が対象取引に関連して第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という）を締結する場合、甲及び乙は、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者に対して、第1項ないし第3項に定める義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとします。なお、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、甲及び乙は直ちに相手方にその事実を報告するものとし、当該相手方から、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求められたときは、これに応じるものとします。

6. 甲及び乙が、相手方に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかった場合には、甲及び乙は、本約款の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関するすべての契約の解除をすることができるものとします。

7. 甲及び乙は、本契約に関して、訴訟の提起、調停の申立ての必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8. 本契約につき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

9. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

10. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

11. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

12. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

13. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

14. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

15. 本契約に基づき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとします。

## キャンセル規定

サービス開始日の4営業日前（但し、サービス期間が3日以上の場合は7営業日前）から当日につきましては、以下の違約金をいただいております。予め、ご了承くださいませようお願いいたします。

※「営業日」とは、土曜日、日曜日、祝日及び当社の休業日を除いた日とします。

※キャンセルの際は、当社所定の解約申込書のご提出が必要です。解約申込書が必要な場合は事前にお問合せください。

※キャンセルの受付は日本時間17時までとします。17時以降のキャンセルは翌営業日のキャンセル扱いとなりますため、ご注意ください。

サービス期間が2日以下の場合

キャンセル日	違約金
開始日の5営業日前まで	無料
開始日の4営業日前～3営業日前まで	サービス料金の20%
開始日の2営業日前まで	サービス料金の50%
開始日の前営業日～当日	サービス料金の100%

サービス期間が3日以上の場合

キャンセル日	違約金
開始日の8営業日前まで	無料
開始日の7営業日前～6営業日前まで	サービス料金の20%
開始日の5営業日前～3営業日前まで	サービス料金の50%
開始日の2営業日前～当日	サービス料金の100%